

北海道倶知安農業高等学校 いじめ防止基本方針

令和5年5月18日改訂

いじめ防止対策基本方針策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにして創るかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、どの生徒にも起こりうる学校における最重要課題の1つである。生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないためにすべての教職員が計画的、体系的に取り組むことが重要である。北海道倶知安農業高校学校では、「いじめ防止対策推進法」及び「北海道いじめ防止基本方針(令和5年3月改定)」に基づき関係機関と相互に連携し、“いじめを生まない”対策や発生時の対応を総合的に取り組むため策定する。

いじめの定義(条例第2条)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に深い傷を残すものである。
“いじめは絶対に許されない行為”であり、すべての生徒は“いじめを行ってはならない。”

いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚する必要がある。
また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察への通報や関係機関と連携し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じることがないよう、常に未然防止に取り組むとともに、被害の拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取り組みを講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

教職員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動をうながす。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

未然防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができる、授業、集団、学校づくりを行っていく。体系的・計画的にPDCAサイクルを実施することにより取り組みの改善を図る。

- 教育相談 6月と12月
- いじめに関する授業
- 命に関する研修

早期発見・早期対応

ささいな兆候であっても、疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの生徒への信頼関係の構築等に努め、生徒の変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。

- いじめ発生時の基本方針確認・周知(4月)
- 相談窓口の周知(4月・8月・1月)
- アンケートの実施(7月・12月)
- PTA総会にていじめについて共通理解

重大事態への対応

○いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
○いじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされたとの疑いがあると認めたとき。

- 被害生徒の安全確保
- 関係機関・専門家等との相談
- 犯罪行為として取り扱うべきと認められる事案について警察と連携
- 後志教育局・道教委の調査への協力

いじめ対策委員会 (学校におけるいじめ防止等の対策のための組織)

校長・教頭・生徒指導部長・教務部長・養護教諭・PTA副会長・担任のほか、必要に応じてスクールカウンセラーのほか外部の専門家や保護者など参加

- 年間計画(いじめ発生時の対応等いじめ防止の取り組み等立案・実行・検証・修正(PDCAサイクル))
- いじめ相談窓口・通報窓口 ○いじめの疑いに係る情報に対する情報収集・記録・共有 ○保護者との連携
- いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の徴収・指導、支援体制・対応方針の決定
- 後志教育局・道教委の判断によっては重大事態の調査実施